

2026年3月27日

各位

会社名	ピジョン株式会社
代表者名	代表取締役社長 矢野 亮 (コード番号:7956 東証プライム)
問合せ先	取締役上席執行役員 経営戦略統括責任者 (CSO) 田窪 伸郎 (03-3661-4204)

## 「内部統制システム基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は、2026年3月27日開催の取締役会において、内部統制システム基本方針の一部改訂について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、改訂箇所につきましては、下線で示しております。

1. 当社の取締役および従業員ならびに子会社の取締役等および従業員の職務執行が、法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループでは、社員一人ひとりが大切にしている企業理念として、「Pigeon Group DNA・Pigeon Way」を設定している。「Pigeon Group DNA」は「経営理念」「社是」で構成されており、ピジョングループの核であり、この先も貫いていくものである。「Pigeon Way」は「存在意義」「Spirit」で構成されており、当社グループが社会において存在する意味とすべての活動における“心”と“行動”の拠り所である。このPigeon Group DNAとPigeon Wayに基づき企業倫理指針と行動規範からなる企業倫理綱領等のコンプライアンス関連規程を定め、当社グループの役員および従業員が法令はもとよりすべての社会規範およびその精神を遵守し、高い倫理観をもって行動するための規範として位置付けている。
- (2) 当社グループにおけるコンプライアンスを適切かつ円滑に推進するため、代表取締役社長または代表取締役社長から委任された経営役員または事業役員を委員長とするリスクマネジメント委員会において、コンプライアンス統括部門および同責任者を選任する。コンプライアンス統括部門は、コンプライアンスに関する規程その他の仕組みの制定・維持、コンプライアンス教育を中心とする啓蒙の主導・推進という役割を担い、また、コンプライアンスにかかるインシデント等の問題が発生した場合には、リスクマネジメント委員会と連携し、案件の内容や性質に応じて外部弁護士へも適宜相談等を行った上で、当該問題への対応を行う。



- (3) 社内向け内部通報制度として「スピークアップ窓口」、取引先向け内部通報制度として「ピジョン・パートナーズライン」を設置し、不正行為の早期発見を図る。社内外で問題が発見された場合には、関係規程等に基づき、連絡・相談者の保護に十分配慮した上で、事実関係の調査を実施する。各事案に応じて、常勤監査役または GHO コンプライアンス統括部門を管掌する経営役員は、当該調査結果等をもとに、対処や是正措置等の要否およびその内容を決定し、GHO コンプライアンス統括部門は、その実施を主導する。なお、当該内容は、上位会議（経営会議または取締役会）に報告されるものとする。
- (4) 反社会的勢力との関係排除を行動規範に定め、教育・研修を実施するとともに、不当要求防止責任者の選任など実践的運用のための社内体制を整備し徹底する。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程、秘密情報管理細則および IT 管理規程に従い文書または電磁的媒体に記録し保存する。取締役および監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

## 3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループのリスクマネジメント対応を体系的に定めるリスクマネジメント方針およびリスクマネジメント規程に基づき、委員長、委員長が選任する委員およびリスクオーナーを構成員とする GHO リスクマネジメント委員会を設置する。同委員会は、各事業セグメントから集約した（2）に掲げる重点リスクカテゴリを中核とする当社グループ全体のリスク情報を網羅的に収集し、分析・評価し、自らまたは事業セグメントを通じて、対応策を検討・実施する。加えて、GHO リスクマネジメント委員会のもとに、事業セグメント毎に、各事業セグメントの統括責任者を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置する。同委員会は、各々の事業セグメントに係るリスク情報を、同セグメント下の子会社に係るリスク情報をも含め、収集し、分析・評価し、対応策を検討・実施する。
- (2) 当社グループでは、GHO リスクマネジメント委員会において決定した重点リスクとして、「コンプライアンス」「財務」「経営管理・統制」「人権」「情報セキュリティ」「SCM（サプライチェーンマネジメント）」「顧客苦情」を設定し、当該重点リスクに関しては、GHO リスクマネジメント委員長が選任するリスクオーナーが中心となって、特にグループ横断でのリスク管理およびリスクへの対応を行う。
- (3) 内部監査部門は、経営戦略担当部門、経理財務担当部門、法務担当部門、人事担当部門および総務担当部門と連携して、各部門および子会社のリスク管理の状況を監査する。
- (4) 大規模災害等、当社グループに対する危機が生じた場合には、リスクマネジメント規程および事業継続計画（BCP）に基づき速やかにリスクマネジメント委員会を開催し、損失の極小化および復旧に向けて対応する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- (1) 中期経営計画および単年度の経営計画の策定により、会社として達成すべき目標を明確化し、経営の最重要課題を確実に実行する。
- (2) 取締役会は、経営の意思決定を合理的かつ効率的に行うとともに、会社は、経営戦略に対する助言と意思決定の客観性およびコーポレートガバナンスの向上を目的として社外取締役を選任する。さらに社外取締役による問題提起を含め社内外の取締役および監査役の活発な意見を引き出す運営を行い、業務執行の管理監督機能を強化する。また、委任型執行役員制度および執行役員制度により経営の意思決定・監督機能と業務執行の相互連携を図るとともに取締役の執行責任を明確化する。
- (3) 取締役会の機能を強化、充実させるため、代表取締役社長ならびに代表取締役社長の指名する取締役およびグループ執行役員が出席する経営会議を毎月2回程度の頻度で開催し、業務執行および重要施策の意思決定を機動的に行うことにより課題の早期解決を図る。

#### 5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、職務分掌・権限規程を定めて各部署の職務範囲および各職務の承認プロセスを明確にし、当該規程に基づいて取締役および従業員は業務を遂行する。また、グループ会社管理規程において当社子会社の当社への承認事項および報告事項を定め、当社子会社は当該規程に基づいて必要となる当社からの承認または当社への報告を経たうえで業務を遂行する。
- (2) 事業本部責任者または本部長は、主管する子会社の取締役に對し業務執行状況を適宜確認し、四半期ごとに子会社の業績および業務執行状況を当社の取締役会に報告する。
- (3) 監査役は、定期的子会社取締役に對する業務執行状況を監査するほか、子会社監査役との連携により内部統制の整備および運用状況を監視する。なお、当社および子会社の監査役は必要に応じて監査役連絡会を実施する。
- (4) 内部監査部門は、当社グループ全体の業務執行の適法性、効率性の実施状況を監査する。
- (5) 財務報告の信頼性および適正性を確保するため、当社およびグループ会社は金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の確保に努め、全社レベルで統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努める。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項ならびにその従業員の取締役からの独立性および監査役の指示の実効性に関する事項

監査役の求めに応じて補助者を置くものとし、補助者を置いた場合の当該補助者の人事については監査役の意見を尊重する。また、監査役の補助者への指示は取締役から独立して行われるものとし、補助者は監査役の指示に基づきその業務を行う。

7. 当社の取締役および従業員ならびに子会社の取締役・監査役等および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役および従業員は、監査役に対して、法定の事項以外に当社および当社グループに重大な影響をおよぼす事項、内部監査の状況、スピークアップ窓口による通報状況をすみやかに報告する。
- (2) 監査役は、取締役会のみならず経営会議に出席し、審議事項に関して必要があるとき、または求めに応じて意見を述べることができる。
- (3) 取締役会および経営会議の議事の経過の要領および結果は、都度、経営戦略担当部門より監査役に通知される。
- (4) 当社の取締役および従業員ならびに子会社の取締役・監査役等および従業員またはこれらの者から報告を受けた者は、当社グループに著しい影響を及ぼす事項、当社グループに著しい損害を及ぼす事項またはコンプライアンス上重要な事項について、スピークアップ窓口を通じて直接監査役に報告することができる。なお、報告者に対して不利益な取り扱いを行わないものとする。
- (5) 会社は、監査役または監査役会から監査役の職務の執行について生じた合理的な費用または償還の請求があった場合はすみやかに処理をするものとする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

社外監査役には主に公認会計士または弁護士等の財務、法務など企業活動に対する見識豊富な人材を登用し、監査役監査の環境充実を図るとともに、内部監査部門との連携により適切で効果的な監査業務の遂行を図る。

以上

2026年3月27日改訂